

< 参 考 >

※本資料は、個別意見の内容確認等にあたって参考となる集計結果等をまとめたものであり、官公法第9条に基づく意見書には含まれない。

< 参 考 >

I	令和5年度各省各庁営繕計画書の概要	参 - 1
1.	営繕計画に係る所要経費の総括	参 - 1
2.	営繕計画の分類、集計結果	参 - 3
II	令和4年度実施施設整備の現況等調査結果の概要	参 - 19

I 令和5年度各省各庁営繕計画書の概要

1. 営繕計画に係る所要経費の総括

営繕計画書に記載されている営繕計画を実施するための所要経費（計画工期が複数年度のものには令和5年度分に限る。以下「計画額」という。）の総額は、393,401,792千円で、その会計別内訳を、表1-1に示す。

なお、PFI方式による事業の計画額は、17,387,166千円である。

表1-1 令和5年度会計別計画額

(単位：千円)

各省別	一般会計	特別会計		合計
		特定国有財産 整備計画分	その他の 特別会計	
合同庁舎	5,780,882	5,817,281	0	11,598,163
国会	5,375,600	0	0	5,375,600
最高裁判所	13,737,149	0	0	13,737,149
会計検査院	654,500	0	0	654,500
内閣及び人事院	3,646,616	0	0	3,646,616
デジタル庁	58,565	0	0	58,565
復興庁	17,720	0	0	17,720
内閣府	15,519,213	8,976,383	0	24,495,596
総務省	6,118,030	0	0	6,118,030
法務省	69,334,482	0	0	69,334,482
外務省	8,824,498	0	0	8,824,498
財務省	46,330,602	1,455,449	0	47,786,051
文部科学省	1,470,572	0	0	1,470,572
厚生労働省	16,750,252	0	3,710,160	20,460,412
農林水産省	11,931,672	0	75,000	12,006,672
経済産業省	3,313,998	0	400,000	3,713,998
国土交通省	37,894,485	2,157,916	21,210,491	61,262,892
環境省	10,268,589	0	0	10,268,589
防衛省	92,571,687	0	0	92,571,687
合計	349,599,112	18,407,029	25,395,651	393,401,792

2. 営繕計画の分類、集計結果

- (1) 表2-1にて、各施設の分類別の計画額の内訳を示す。
- (2) 表2-2にて、計画理由別の計画額の内訳を示す。
なお、計画理由が2以上あるものは、主理由のみを計上する。
- (3) 表2-3にて、施設特別整備の整備区分別の計画額の内訳を示す。
- (4) 各表においては、上段にて省庁別の集計結果を、下段にて緊急度判定基準により個々の営繕計画に対して緊急度を判定した集計結果を、それぞれA及びB区分毎に示す。

なお、表中のA及びB区分は下記のとおりである。

A区分：官公庁施設の建設等に関する法律第10条の規定により、その営繕を国土交通大臣が実施すべき施設

B区分：A区分以外の施設

表 2-1 施設の分類別の令和5年度計画額集計表

区分	分類	庁舎		試験研究施設		社会福祉医療施設		教育研修施設		収容施設	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A区分	合同庁舎	13	11,598,163								
	国会	2	105,219								
	最高裁判所	16	11,140,622								
	会計検査院	1	654,500					1	0		
	内閣及び人事院	12	3,618,138					3	28,478		
	デジタル庁	7	58,565								
	復興庁	2	17,720	1	0						
	内閣府	27	11,714,007					18	5,036,054		
	総務省	37	3,919,576	15	1,006,298			15	1,192,156		
	法務省	392	26,025,870					4	160,390		
	外務省	101	5,999,457					7	67,207		
	財務省	631	39,132,569	3	70,886			23	2,265,490		
	文部科学省	6	603,894					5	322,537		
	厚生労働省	58	3,890,026	22	3,847,640	73	8,595,864	8	311,397		
	農林水産省	191	4,412,874	17	2,084,391			14	200,131		
	経済産業省	22	1,797,027								
	国土交通省	184	23,601,877	36	8,867,528			26	2,713,565		
	環境省	24	7,304,553								
防衛省	14	595,264									
計		1,740	156,189,921	94	15,876,743	73	8,595,864	124	12,297,405		
%		70.0	68.1	3.8	6.9	2.9	3.7	5.0	5.4		
B区分	合同庁舎										
	国会	53	3,023,591								
	最高裁判所										
	会計検査院										
	内閣及び人事院										
	デジタル庁										
	復興庁										
	内閣府										
	総務省									925	43,148,222
	法務省										
	外務省	13	19,276								
	財務省	44	39,834								
	文部科学省										
	厚生労働省	65	2,649,646			14	373,231	15	687,283		
	農林水産省	26	37,760					2	1,565		
経済産業省	3	400,000									
国土交通省	88	15,008,338									
環境省	1	1,125									
防衛省								4	392,883		
計		293	21,179,570			14	373,231	21	1,081,731	925	43,148,222
%		14.3	12.9			0.7	0.2	1.0	0.7	45.2	26.3
合計		2,033	177,369,491	94	15,876,743	87	8,969,095	145	13,379,136	925	43,148,222
%		44.8	45.1	2.1	4.0	1.9	2.3	3.2	3.4	20.4	11.0

(注) 合同庁舎は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)の新営等を示す。

○緊急度別集計表

A区分	継続	108	64,636,138	3	2,465,477	9	1,321,984	15	5,251,545		
	特A	67	4,004,677	3	66,420	3	1,705,675	4	134,882		
	A	829	45,672,708	49	7,752,538	29	2,731,881	58	4,445,985		
	B	497	29,946,558	37	5,574,268	30	2,252,499	47	2,464,993		
	C	5	130,086	1	18,040	1	508,200				
	D	2	17,132			1	75,625				
	E										
評定外	232	11,782,622	1	0							
計		1,740	156,189,921	94	15,876,743	73	8,595,864	124	12,297,405		
B区分	継続	21	12,136,800			1	123,673	3	452,515	22	12,782,537
	特A	6	136,878							15	635,783
	A	130	5,313,435			8	125,408	12	449,183	7	11,320
	B	125	3,027,000			5	124,150	6	180,033		
	C	1	1,457							1	0
	D										
	E										
評定外	10	564,000							880	29,718,582	
計		293	21,179,570			14	373,231	21	1,081,731	925	43,148,222
合計		2,033	177,369,491	94	15,876,743	87	8,969,095	145	13,379,136	925	43,148,222

(単位: 千円)

事業場施設		文教施設		防衛施設		その他		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
								13	11,598,163
		9	1,154,320			7	934,227	18	2,193,766
						1	2,596,527	17	13,737,149
						1	0	3	654,500
								15	3,646,616
								7	58,565
								3	17,720
		1	1,466,700			46	6,273,632	92	24,490,393
						3	0	70	6,118,030
								396	26,186,260
						123	2,701,676	231	8,768,340
		31	6,093,729			12	183,543	700	47,746,217
		7	537,977			1	4,665	19	1,469,073
		6	89,325			1	16,000	168	16,750,252
						123	5,179,331	345	11,876,727
						2	1,516,971	24	3,313,998
						40	4,841,634	286	40,024,604
		9	1,161,566			33	1,799,794	66	10,265,913
								14	595,264
		63	10,503,617			393	26,048,000	2,487	229,511,550
		2.5	4.6			15.8	11.3	100.0	100.0
						2	158,243	55	3,181,834
						3	5,203	3	5,203
								925	43,148,222
						23	36,882	36	56,158
								44	39,834
		1	1,499					1	1,499
								94	3,710,160
						12	90,620	40	129,945
								3	400,000
						16	6,229,950	104	21,238,288
						1	1,551	2	2,676
				667	81,141,077	70	10,442,463	741	91,976,423
		1	1,499	667	81,141,077	127	16,964,912	2,048	163,890,242
		0.0	0.0	32.6	49.5	6.2	10.4	100.0	100.0
		64	10,505,116	667	81,141,077	520	43,012,912	4,535	393,401,792
		1.4	2.7	14.7	20.6	11.5	10.9	100.0	100.0

		10	1,578,403			51	10,865,235	196	86,118,782
		3	3,252,010			38	3,211,000	118	12,374,664
		26	1,525,223			82	1,339,804	1,073	63,468,139
		23	4,147,981			211	4,019,424	845	48,405,723
						5	389,467	12	1,045,793
								3	92,757
		1	0			6	6,223,070	240	18,005,692
		63	10,503,617			393	26,048,000	2,487	229,511,550
				101	53,552,313	22	12,907,908	170	91,955,746
				147	13,215,931	11	1,541,943	179	15,530,535
		1	1,499	138	5,984,804	35	1,142,694	331	13,028,343
				273	7,654,798	56	1,372,367	465	12,358,348
				8	733,231			10	734,688
						3	0	893	30,282,582
		1	1,499	667	81,141,077	127	16,964,912	2,048	163,890,242
		64	10,505,116	667	81,141,077	520	43,012,912	4,535	393,401,792

表2-2 計画理由別の令和5年度計画額集計表(1)

区分	省庁名	新 営 等													
		新 規 施 設								老 朽					
		法令等		新たな行政需要		機構新設		小 計		老 朽		狭あい		借用返還	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
A 区分	合同庁舎									9	8,699,227				
	国 会									1	723,104				
	最高裁判所									10	3,235,980				
	会計検査院														
	内閣及び人事院														
	デジタル庁														
	復興庁	1	0					1	0						
	内閣府			6	2,249,227			6	2,249,227	24	4,859,601			1	0
	総務省														
	法務省									11	6,667,882	2	488,567		
	外務省									5	1,508,538				
	財務省	1	0					1	0	8	552,951	1	9,926		
	文部科学省														
	厚生労働省									4	2,213,875				
	農林水産省			39	4,259,930			39	4,259,930	53	2,970,393				
	経済産業省			1	1,500,000			1	1,500,000						
	国土交通省	3	3,103,991	8	9,381,580			11	12,485,571	22	2,249,147	2	38,692		
環境省			12	1,497,633			12	1,497,633	8	513,102	1	0			
防衛省															
計	5	3,103,991	66	18,888,370			71	21,992,361	155	34,193,800	6	537,185	1	0	
%	0.2	1.4	2.7	8.2			2.9	9.6	6.2	14.9	0.2	0.2	0.0	0.0	
B 区分	合同庁舎														
	国 会														
	最高裁判所														
	会計検査院														
	内閣及び人事院														
	デジタル庁														
	復興庁														
	内閣府									3	5,203				
	総務省														
	法務省			4	5,203,844			4	5,203,844	37	8,223,477	2	0		
	外務省														
	財務省														
	文部科学省														
	厚生労働省									7	338,393	2	120,931		
	農林水産省			1	75,000			1	75,000						
	経済産業省														
	国土交通省			14	14,045,200			14	14,045,200	6	858,016				
環境省															
防衛省			2	934,251	22	3,781,484	24	4,715,735	69	9,376,616	1	98,293			
計			21	20,258,295	22	3,781,484	43	24,039,779	122	18,801,705	5	219,224			
%			1.0	12.4	1.1	2.3	2.1	14.7	6.0	11.5	0.2	0.1			
合 計	5	3,103,991	87	39,146,665	22	3,781,484	114	46,032,140	277	52,995,505	11	756,409	1	0	
%	0.1	0.8	1.9	10.0	0.5	1.0	2.5	11.7	6.1	13.5	0.2	0.2	0.0	0.0	

(注) 合同庁舎は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)の新営等を示す。

○緊急度別集計表

A 区分	継 続	3	3,103,991	22	12,713,017			25	15,817,008	27	26,575,882	1	480,166		
	特 A	1	0	26	5,423,191			27	5,423,191	67	4,566,785	3	25,308		
	A									34	1,387,704	1	31,711		
	B			15	681,771			15	681,771	16	748,727			1	0
	C									9	914,702				
	D														
	E														
評 定 外	1	0	3	70,391			4	70,391	2	0	1	0			
計	5	3,103,991	66	18,888,370			71	21,992,361	155	34,193,800	6	537,185	1	0	
B 区分	継 続			6	19,231,700	9	2,056,261	15	21,287,961	34	14,037,570	1	98,293		
	特 A			7	692,595	13	1,725,223	20	2,417,818	45	2,884,018	4	120,931		
	A									18	677,072				
	B									14	467,814				
	C									9	733,231				
	D														
	E														
評 定 外			8	334,000			8	334,000	2	2,000					
計			21	20,258,295	22	3,781,484	43	24,039,779	122	18,801,705	5	219,224			
合 計	5	3,103,991	87	39,146,665	22	3,781,484	114	46,032,140	277	52,995,505	11	756,409	1	0	

表2-2 計画理由別の令和5年度計画額集計表(2)

区分	省庁名	改修等																
		施設特別整備														新たな行政需要		
		老朽		地域連携		立地条件の不良		防災機能に係る施設の不備		施設の不備		環境対策		その他		小計		件数
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
A区分	合同庁舎																	
	国会																	
	最高裁判所																	
	会計検査院																	
	内閣及び人事院	1	245,426												1	245,426		
	デジタル庁																	
	復興庁																	
	復興庁																	
	内閣府	6	692,253					9	958,649						15	1,650,902		
	総務省	20	2,136,601					2	1,115,114						22	3,251,715		
	法務省	100	9,938,125					1	200,565	4	129,165	4	229,208		109	10,497,063		
	外務省	1	1,062,932												1	1,062,932		
	財務省	244	28,585,262			2	241,856	29	2,393,050	27	5,642,153	6	180,117		308	37,042,438		
	文部科学省							3	313,830						3	313,830		
	厚生労働省	29	2,870,300					2	202,349	2	554,731				33	3,627,380		
	農林水産省	6	589,613												6	589,613	1	0
	経済産業省																	
国土交通省	123	17,291,278	1	89,350			9	1,375,764	7	393,815	1	28,742		141	19,178,949	1	50,000	
環境省																4	520,759	
防衛省	2	96,741					1	249,460						3	346,201			
計	532	63,508,531	1	89,350	2	241,856	56	6,808,781	40	6,719,864	11	438,067		642	77,806,449	6	570,759	
%	21.4	27.7	0.0	0.0	0.1	0.1	2.3	3.0	1.6	2.9	0.4	0.2		25.8	33.9	0.2	0.2	
B区分	合同庁舎																	
	国会																	
	最高裁判所																	
	会計検査院																	
	内閣及び人事院																	
	復興庁																	
	復興庁																	
	内閣府																	
	総務省																	
	法務省																	
	外務省																	
	財務省																	
	文部科学省																	
	厚生労働省																	
	農林水産省																	
	経済産業省																	
	国土交通省																	
環境省																		
防衛省																		
計																		
%																		
合計	532	63,508,531	1	89,350	2	241,856	56	6,808,781	40	6,719,864	11	438,067		642	77,806,449	6	570,759	
%	11.7	16.1	0.0	0.0	0.0	0.1	1.2	1.7	0.9	1.7	0.2	0.1		14.2	19.8	0.1	0.1	

(注) 合同庁舎は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)の新営等を示す。

○緊急度別集計表

A区分	継続特A	19	4,344,687					8	2,935,965					27	7,280,652	1	110,300	
	A	278	28,777,887	1	89,350	2	241,856	48	3,872,816	36	5,957,330	10	425,579	375	39,364,818	1	50,000	
	B	235	30,385,957							3	673,434	1	12,488	239	31,071,879	4	410,459	
	C									1	89,100			1	89,100			
	D																	
	E																	
	評定外																	
計	532	63,508,531	1	89,350	2	241,856	56	6,808,781	40	6,719,864	11	438,067		642	77,806,449	6	570,759	
B区分	継続特A																	
	A																	
	B																	
	C																	
	D																	
	E																	
評定外																		
計																		
合計	532	63,508,531	1	89,350	2	241,856	56	6,808,781	40	6,719,864	11	438,067		642	77,806,449	6	570,759	

表2-3 施設特別整備の整備区分別の令和5年度計画額集計表

区分	整備区分 省庁名	施設特別整備 以外		施設特別整備								
				特別修繕		合同庁舎 特別整備		耐震対策等 施設整備		高齢者・身障者 対策施設整備		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
A区分	合同庁舎	13	11,598,163									
	国会	18	2,193,766									
	最高裁判所	17	13,737,149									
	会計検査院	3	654,500									
	内閣及び人事院	14	3,401,190			1	245,426					
	デジタル庁	7	58,565									
	復興庁	3	17,720									
	内閣府	77	22,839,491	4	290,693	2	401,560	8	777,028			
	総務省	48	2,866,315	9	1,429,201	11	707,400	2	1,115,114			
	法務省	287	15,689,197	16	824,879	89	9,254,899					
	外務省	230	7,705,408	1	1,062,932							
	財務省	392	10,703,779	70	9,464,893	204	24,963,829	16	1,322,264	6	457,263	
	文部科学省	16	1,155,243					3	313,830			
	厚生労働省	135	13,122,872			31	3,425,031	2	202,349			
	農林水産省	339	11,287,114	1	143,935	5	445,678					
	経済産業省	24	3,313,998									
	国土交通省	145	20,845,655	64	12,100,595	64	5,536,324	3	341,126	1	2,724	
環境省	66	10,265,913										
防衛省	11	249,063			3	346,201						
計	1,845	151,705,101	165	25,317,128	410	45,326,348	34	4,071,711	7	459,987		
%	74.2	66.1	6.6	11.0	16.5	19.7	1.4	1.8	0.3	0.2		
B区分	合同庁舎											
	国会	55	3,181,834									
	最高裁判所											
	会計検査院											
	内閣及び人事院											
	デジタル庁											
	復興庁											
	内閣府	3	5,203									
	総務省											
	法務省	925	43,148,222									
	外務省	36	56,158									
	財務省	44	39,834									
	文部科学省	1	1,499									
	厚生労働省	94	3,710,160									
	農林水産省	40	129,945									
	経済産業省	3	400,000									
	国土交通省	104	21,238,288									
環境省	2	2,676										
防衛省	741	91,976,423										
計	2,048	163,890,242										
合計	3,893	315,595,343	165	25,317,128	410	45,326,348	34	4,071,711	7	459,987		
%	85.8	80.2	3.6	6.4	9.0	11.5	0.7	1.0	0.2	0.1		

(注) 合同庁舎は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)の新嘗等を示す。

○緊急度別集計表

A区分	継続	169	78,838,130	1	588,008	18	3,756,679	7	2,265,287		
	特A	118	12,374,664								
	A	698	24,103,321	112	13,613,828	204	21,523,982	27	1,806,424	7	459,987
	B	606	17,333,844	52	11,115,292	187	19,956,587				
	C	11	956,693			1	89,100				
	D	3	92,757								
	E										
評定外	240	18,005,692									
計	1,845	151,705,101	165	25,317,128	410	45,326,348	34	4,071,711	7	459,987	
B区分	継続	170	91,955,746								
	特A	179	15,530,535								
	A	331	13,028,343								
	B	465	12,358,348								
	C	10	734,688								
	D										
	E										
評定外	893	30,282,582									
計	2,048	163,890,242									
合計	3,893	315,595,343	165	25,317,128	410	45,326,348	34	4,071,711	7	459,987	

注) 施設特別整備の整備区分について

施設特別整備は、官庁施設の適切な機能更新と有効活用を図るため、国土交通省が計画的かつ一元的に実施する官庁施設の修繕及び改修等であり、以下の整備区分により構成される。

(1) 特別修繕

個別施設計画が策定されている一般庁舎を対象とし、施設の経年劣化による機能低下を回復するための修繕、社会的な機能劣化等に対応するための大規模リニューアル及び老朽化の進行を防ぐための計画的な改修（長寿命化改修）。

(2) 合同庁舎特別整備

個別施設計画が策定されている合同庁舎を対象とし、施設の経年劣化による機能低下を回復するための修繕、施設管理・運営を効率的にするための改善、庁舎の使用調整に伴う大規模な模様替え、附帯施設の整備及び老朽化の進行を防ぐための計画的な改修（長寿命化改修）。

(3) 耐震対策等施設整備

① 耐震対策

既存施設に対し、現行法令・基準に基づく耐震性能を付与するための改修、大規模空間の天井における地震時の脱落を防ぐための改修、首都直下地震時の首都中枢機能の維持に必要な電力を確保するための改修。

② 防災対策

災害応急対策活動に必要な施設等に対し、防災点検の結果に基づき防災・避難機能を付与するための改修。

(4) 高齢者・身障者対策施設整備

合同庁舎及び窓口業務を行う庁舎を対象とし、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、身体障害者対応エレベーターの設置、自動扉の設置及び多機能トイレの設置等を行うもの。

(5) 環境対策施設整備

① 環境負荷低減化対策

設備機器のエネルギー消費の高効率化、屋上緑化及び外壁改修に伴う熱負荷の低減等、環境負荷低減を図るための施設の改善を実施するもの。

② 構内緑化等外部環境改善

合同庁舎を対象とし、敷地内の環境を改善し都市緑化等に資するための施設整備。

③ 執務環境改善

吹付けアスベスト（アスベスト含有ロックウールを含む）対策、事務室床のOAフロア化を実施するもの。

(6) 津波対策施設整備

津波により浸水するおそれのある地域に所在する官庁施設のうち、構造体の耐震安全性が確保されたものを対象とし、電力、水、通信手段等の確保、活動拠点室等への浸水被害の防止、安全な避難場所及び避難経路等の確保のための措置等を行うもの。

注) 緊急度判定基準について

緊急度判定基準は、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して、国土交通大臣が意見を述べるための判断の基準の一つとして定められたものである。

営 計 発 第 1 0 2 号
平 成 1 1 年 8 月 5 日
最 終 改 定 平 成 2 9 年 3 月 2 9 日
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 長

1. 目的

この基準は、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して個別の意見を述べるための緊急度判定に係る技術的事項を定め、その客観性を確保することを目的とする。

2. 新営計画に対する緊急度判定基準

新営事業に係る営繕計画（以下「新営計画」という。）の緊急度は、当該新営計画について、次に定めるところによって算定した新営計画の評点に応じて、それぞれ次の表に定める評語により表すものとする。ただし、継続事業に係るものにあつては、「継続」とする。

(1) 計画理由別の評点の算定

計画理由別の評点は、入居予定官署ごとに、その計画理由の要素について、既存施設の更新（既存施設の不具合等により施設を建築することをいう。）の場合は別表1の、新規施設の建築の場合は別表2の計画理由の項に掲げる計画理由のいずれかに分類し、これらの表に定めるところにより、それぞれ評点を算定する（複数の計画理由の要素が一の計画理由に該当する場合にあつては、最も高い評点となるもの。ただし、(2)の計画理由別の評点が最も高い評点とならない場合は、この限りでない。）。

(2) 入居予定官署別の評点の算定

入居予定官署別の評点は、入居予定官署ごとに、計画理由別の評点が最も高い計画理由（別表1の備考欄に当該計画理由を主要素としないことが定められているもの及び同欄に定められた主要素としない条件に該当するものを除く。同点のものがある場合にあつては、そのいずれか）を主要素、それ以外の計画理由を従要素とし、主要素の評点の値に、従要素の評点に10分の1を乗じて得た値の合計を加えて得た値とする。

(3) 新営計画の評点の算定

新営計画の評点は、入居予定官署別の評点を当該入居予定官署の必要延べ面積に応じて加重平均をして求めた値（入居予定官署が一の場合は、その入居予定官署別の評点の

値)とする。この場合において、当該新営計画が、合同庁舎計画に基づくものであるときは10点、特定国有財産整備計画に基づくものであるときは10点をそれぞれ加算する。

評語	定 義	評 点
特A	特に緊急を要する。	100点以上
A	緊急を要する。	90 "
B	至急実施すべきである。	80 "
C	できるだけ早く実施した方がよい。	70 "
D	必要は認めるが急がなくてよい。	60 "
E	必要ない。	60点未満

3. 修繕計画に対する緊急度判定基準

修繕計画に係る営繕計画（以下「修繕計画」という。）の緊急度は、当該施設の不具合の状況に照らして、次の表に定めるところによって判定した評語により表すものとする。ただし、継続事業に係るものにあつては、「継続」とする。

評 語	定 義
A	緊急を要する
B	至急実施すべきである
C	急がなくてよい
D	施設特別整備実施基準に該当しないもの

備考

- 1 「緊急を要する」とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 地盤の沈下等により主要構造部の障害が著しく、緊急に補強等の措置が必要なもの
 - ② 常時執務又は常時通行に供している部分で、部材のはく落等により人身事故のおそれのあるもの
 - ③ 屋根、外壁、外部建具等からの漏水があるもの
通常降雨時において執務室（法務局の書庫を含む。）、電算室、電気室、電話交換室等に漏水があり、部分補修が不可能なもの

- ④ 条例、行政指導等により改善を求められているもの（し尿浄化槽の改設、便所の水洗化、飲用不適格と判定された給水設備の改設、老朽化のため機能低下した消火設備等）
- ⑤ 設備の主要機器で老朽化が著しく、故障が頻発する状態にあるもの
腐蝕等により漏水の著しい給水設備又は汚水排水設備で部分補修が不可能なもの
- ⑥ その他特に緊急を要し、要求年度内に実施する必要があるもの

2 「施設特別整備実施基準に該当しないもの」とは、施設特別整備に関する営繕計画書のうち計画内容が施設特別整備実施基準に該当しないものとする。

別表1 既存施設の更新の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
老朽	施設の老朽（現存率）		50%以下	60%以下	70%以下	80%以下				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、左記に基づく評点に10点加算する。
	構造耐力の著しい低下		経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの							
狭あい	庁舎面積（面積率）		0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合、主要素としない。
借用返還	立退要求がある場合			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難				2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で（同一敷地外）、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で（同一敷地外）、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
地域連携	都市計画の進捗		周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの（年度別決定済）			区画整理等が計画決定済であるもの	次に該当する場合、主要素と従要素に区分した上で得られる評点（従要素の場合は評点の10%。該当する理由がない場合は0点）に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評点とする。 ・シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済の場合は7点、全てが整備済または建設中の場合は4点 ・地方公共団体の施設と合築整備（同一又は隣接する敷地に増築により一体的に整備する場合を含む。以下同じ。）するもので合築整備が確実な場合は4点 ・地域防災へ貢献する取組が確実に行われる場合は4点
	地域性上の不適				都市計画的にみて地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が著しく高いもの		都市計画的にみて地域性上障害のあるもの、又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が高いもの		都市計画的にみて地域性上好ましくないもの、又は防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの	
立地条件の不良	位置の不適				位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
防災機能に係る施設の不備	災害時における必要機能に係る施設の不備		施設が不備、かつ運用による代替ができないため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの						施設が不備、かつ運用による代替が十分できないため、業務上好ましくないもの又は人命の安全上好ましくないもの	改修により対応できる場合は、主要素としない。
施設の不備	必要施設の不備（災害時における必要機能に係る施設の不備を除く）		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が可能な場合、主要素としない。
	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	主要素としない。	
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主要素としない。

備考

- 「現存率」とは、官庁建物実態調査の結果による。官庁建物実態調査を行っていない施設については、実情を踏まえて評点を付す。
- 「面積率」とは、「現有延べ面積/必要延べ面積」により算出する。ここで、現有延べ面積及び必要延べ面積は、執務面積、会議室等の附属面積、設備関係面積、交通部分面積及び各官署の固有業務に係る諸室面積を含み、車庫、渡り廊下等を除く面積とする。一般事務庁舎の必要延べ面積は、別表3により算出する。ただし、積み上げにより適切に必要な延べ面積を算出している場合は、当該必要延べ面積によることとする。

別表2 新規施設の建築の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備		当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよいもの			
機構新設	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

別表3 一般事務庁舎の必要延べ面積の算定式

営繕計画書の 所要面積	1,500m ² 以上	900m ² 以上	300m ² 以上	300m ² 未満
非木造庁舎	$7.4N + 0.4N$	$7.4N + 1.1 + 0.4N$	$7.4N + 1.2 + 0.4N$	$7.4N + 1.3 + 0.4N$
木造庁舎	$7.1N + 0.4N$	$7.1N + 1.1 + 0.4N$	$7.1N + 1.2 + 0.4N$	$7.1N + 1.3 + 0.4N$

備考

- 1 「N」とは、新営一般庁舎面積算定基準に基づく換算人員とする。
- 2 各官署の固有業務に関係した諸室がある場合には、その面積を必要延べ面積に加算する。

II 令和4年度実施施設整備の現況等調査結果の概要

令和5年度各省各庁営繕計画書に関する意見書の作成に当たり、その基礎資料とするため、令和4年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に基づき、意見書に掲載された事項の実施状況について調査を行った。

この調査の集計結果は以下のとおりである。実施額と実施件数については、概ね意見書の緊急度が高いものほど多くなっている。

なお、令和3年度予算又は令和4年度当初予算で各省各庁において予算措置された事案のうち、意見書に掲載されなかった事案が289件あった。今後は、官公庁施設の建設等に関する法律第9条に基づいて営繕計画書の作成及び送付を適切に行う必要がある。

表3-1 令和4年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（金額比較）

	緊急度	A 区分		B 区分		
		実施額(百万円)	実施率(%)	実施額(百万円)	実施率(%)	
新 営	意見 書記 載	継続	53,553	108.6%	121,437	116.3%
		特 A	7,908	68.9%	11,391	52.0%
		A	379	41.4%	1,280	79.0%
		B	445	29.2%	375	77.3%
		C, D, E	252	44.0%	7	100.0%
		評定外	140	100.0%	5,978	106.0%
	小 計	62,677	98.0%	140,468	104.7%	
	追 加 分	1,617	—	185	—	
	合 計	64,294	—	140,653	—	
改 修	意見 書記 載	継続	18,966	112.7%	27,851	115.7%
		A	8,323	52.5%	6,928	63.9%
		B	9,367	52.5%	2,472	62.2%
		C, D	25	33.7%	2	57.4%
		評定外	18,061	98.0%	7,237	24.6%
	小 計	54,742	79.3%	44,490	65.1%	
	追 加 分	5,537	—	1,941	—	
	合 計	60,279	—	46,431	—	

(注1) 実施額は、令和4年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、令和3年度予算又は令和4年度当初予算で予算措置されたもの。

(注2) 実施率は、令和4年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された額を100として算出した。

(注3) 評定外は、小規模な改修等を一括計上したものである。

(注4) 追加分は、令和4年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

(注5) 上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

表3-2 令和4年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（件数比較）

緊急度		A 区分		B 区分		
		実施件数	実施率(%)	実施件数	実施率(%)	
新 営	意見書記載	継続	60	88.2%	100	94.3%
		特 A	28	57.1%	56	28.9%
		A	10	66.7%	4	57.1%
		B	17	54.8%	2	50.0%
		C, D, E	2	33.3%	1	100.0%
		評定外	—	—	—	—
	小 計	117	69.2%	163	52.2%	
	追 加 分	14	—	3	—	
	合 計	131	—	166	—	
	改 修	意見書記載	継続	81	86.2%	51
A			274	51.7%	151	52.8%
B			288	55.4%	101	56.7%
C, D			3	50.0%	1	50.0%
評定外			—	—	—	—
小 計		646	56.2%	304	58.2%	
追 加 分		229	—	43	—	
合 計		875	—	347	—	

(注1) 実施件数は、令和4年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、令和3年度予算又は令和4年度当初予算で予算措置されたもの。なお、令和4年度に設計を行うものとして掲載された事項は集計から除外した。

(注2) 実施率は、令和4年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された件数を100として算出した。

(注3) 評定外は、件数が不明のものが多いため集計から除外した。

(注4) 追加分は、令和4年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

(注5) 上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。